

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）	目次	
○ 岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】		環境企画課	の完了	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の取消し 【告示】		健康推進課	○ 一般競争入札の実施	
○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退		障害福祉課	○ 落札者等の決定	
○ 特定計量器定期検査		産業企画課	【公安委員会】	
○ 保安林の解除予定		治山課	○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	
○ 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則の変更の認可		水産課	（県例規集登載） 【正誤】	
○ 道路の区域変更		道路整備課	○ 土砂災害警戒区域の指定の正誤	
○ 道路の供用開始		〃		
【公告】				
○ 落札者等の決定		情報政策課	警察本部会計課	
○ 令和元年度職業訓練指導員試験の実施		労働雇用政策課	〃	
○ 土地改良区役員の退任届		耕地課	交通規制課	
○ 土地改良区役員の退任及び就任届		〃		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事		建築指導課	防災砂防課	

◎岡山県規則第四十一号

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年七月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則（平成十一年岡山県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表五の項中トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、ニの次に次のように加える。

ホ	太陽電池発電所の設置の工事の事業（土地の区画形質の変更を行う区域の面積（以下「土地の区画形質変更の面積」という。）又は樹木の伐採等を行う区域の面積（以下「樹木の伐採等の面積」という。）が二十ヘクタール以上であるものに限る。）
ヘ	太陽電池発電所の変更の工事の事業（土地の区画形質変更の面積又は樹木の伐採等の面積が二十ヘクタール以上増加するものに限る。）

別表七の項イ中「土地の区画形質の変更を行う区域の面積（以下「」を削り、「面積」という。）」を「面積」に改め、同表八の項ロ中「電気供給業に属する発電所で太陽光を電気に変換する」を「五の項ホ及びヘに該当する」に改め、同表十一の項ハ及びニ中「を行う区域」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行により新たにこの規則による改正後の岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第二条第一項の規定が適用されることとなる事業であつて、この規則の施行の日までに次に掲げる規定による許可を受け、又

令和元年7月26日 岡山県公報 第12112号

は届出をしているものについては、新規則の規定は、適用しない。

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の許可

二 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可

三 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条の許可

四 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十八条第一項の規定による届出

五 岡山県土保全条例（昭和四十八年岡山県条例第三十五号）第五条第一項の許可

六 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十

七号）第五条第一項ただし書（同条第九項及び同条例附則第三項において準用する場合を含む。）の許可

◎岡山県告示第三百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十八条第一項の規定によりその指定を取り消した。

令和元年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を取り消した医療機関

名称

所在地

取消年月日

しもがた薬局

真庭市下方五八四―一

平成三十一年三月三十一日

◎岡山県告示第三百三十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和元年七月十六日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和元年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
岡 信 宏 隆	視覚	医療法人宏真会おかのおぶ眼科	真庭市中四四四一七
長 野 仁	心臓	医療法人行堂会長野病院	総社市総社二一二二四三

二 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
守 屋 有 二	肢体不自由	吉備高原医療リハビリテーションセンター	加賀郡吉備中央町吉川七五一一
沖 田 充 司	肢体不自由、心臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、 肝臓	矢掛町国民健康保険病院	小田郡矢掛町矢掛二六九五
村 岡 孝 幸	肢体不自由、心臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸	矢掛町国民健康保険病院	小田郡矢掛町矢掛二六九五
寺 井 義 徳	肢体不自由	村上脳神経外科内科	笠岡市大井南二八一四

令和元年7月26日 岡山県公報 第12112号

◎岡山県告示第三百四十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和元年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場	所	期	日
高梁市	びほく農協有漢主幹支店		令和元年 九月	二日
	川面地域市民センター			三日
	宇治地域市民センター			四日
	やすらぎの里センターハウス			五日
	成羽文化センター			六日
	吉備川上ふれあい漫画美術館			九日
	高梁市役所一階市民ホール			十日
				十一日
				十二日

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

令和元年7月26日 岡山県公報 第12112号

◎岡山県告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和元年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

井原市美星町三山字東大迫三二六〇の三、三二六一の四八、三二六一の四九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

令和元年7月26日 岡山県公報 第12112号

◎岡山県告示第三百四十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、次のとおり内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則の変更を認可した。

令和元年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 漁業権者の名称及び所在地

1 名 称 加茂郷漁業協同組合

2 所在地 津山市加茂町桑原五五

二 漁業権の免許番号

内共第四号

三 認可に係る変更の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和元年七月二日

一 漁業権者の名称及び所在地

1 名 称 久田川漁業協同組合

2 所在地 苫田郡鏡野町井坂四五―二

二 漁業権の免許番号

内共第五号

三 認可に係る変更の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和元年七月二日

令和元年7月26日 岡山県公報 第12112号

一 漁業権者の名称及び所在地

1 名 称 旭川中央漁業協同組合

2 所在地 真庭市勝山八一三―一

二 漁業権の免許番号

内共第八号

三 認可に係る変更の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに真庭市役所並びに新庄村、美咲町及び吉備中央町の各役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和二年一月一日

令和元年7月26日 岡山県公報 第12112号

◎岡山県告示第三百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 市場青木線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
小田郡矢掛町東三成字土井四〇二五番地 先から	新	六・五 一・二・〇	六六・四
小田郡矢掛町東三成字土井四〇二五番地 先から	旧	二・四 八・三	六六・四

令和元年7月26日 岡山県公報 第12112号

◎岡山県告示第三百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	市場青木線	小田郡矢掛町東三成字土井四〇二五番地先から 小田郡矢掛町東三成字土井四〇四〇番一六地 先まで	令和元年七月二十六日

令和元年7月26日 岡山県公報 第12112号

〔二八七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名及び数量

岡山情報ハイウェイ光線路監視システム更新に係る賃貸借業務 一式

二 契約期間

令和元年九月一日から令和六年八月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和元年六月二十一日

五 落札者の名称及び住所

N T T ファイナンス株式会社 中国支店

岡山市北区奉還町三丁目二番一〇号

六 落札金額

一月当たり八一九、七二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六〇、七二〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和元年五月十日

〔二八八〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、令和元年度職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

令和元年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験を実施する免許職種

1 学科試験を実施する免許職種

造園科、木工科、配管科及び塗装科

2 学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。）のみを実施する免許職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）別表第十一の免許職種の欄に掲げる職種のうち、造園科、木工科、配管科及び塗装科を除いたもの

二 試験科目

試験科目は、次のとおりとする。

免許職種	造園科
学科試験の科目	一 指導方法 二 関連学科 1 系基礎学科 (1) 植物（植物学 植物病理学 農薬） (2) 土及び肥料（土 肥料） (3) 農業機械及び施設（農業機械 農業施設 器具） (4) 安全衛生（安全管理 衛生管理） 2 専攻学科 (1) 造園法（庭園 造園計画及び設計 造園工事法 造園管理 造園機械 仕様及び積算） (2) 材料（造園植物 造園用材料）

令和元年7月26日 岡山県公報 第12112号

塗装科	配管科	木工科
一 指導方法 二 関連学科 1 系基礎学科 (1) デザイン（文字 構成 色彩 模様） (2) 塗装一般（塗料 調色 塗装用設備及び機器 関係法規） (3) 安全衛生（安全管理 衛生管理）	一 指導方法 二 関連学科 1 系基礎学科 (1) 建築工学（建築設備 配管設備 建築構造 建築施工） (2) 安全衛生（安全管理 衛生管理） 2 専攻学科 (1) 配管設備（上下水道設備 ガス設備 冷暖房設備 空気調節設備） (2) 配管製図（読図法 配管図） (3) 施工法（管工作法 配管施工 試験測定法 配管用材料 仕様及び積算）	一 指導方法 二 関連学科 1 系基礎学科 (1) 製図（現図画法 読図法） (2) 木材加工法（木材乾燥法 木材加工用機械 木材加工法） (3) 安全衛生（安全管理 衛生管理） 2 専攻学科 (1) 工作法（木製品 工作法 組立法 仕上法 加飾法 木材加工用機械 仕様及び積算） (2) 塗装法（塗装機器 塗装法） (3) 材料（木工用材料 接着剤 仕上用材料）

	2 専攻学科 塗装法（金属製品塗装法 木工製品塗装法 建築物塗装法 試験 法 材料 仕様及び積算）
一 2 の 免 許 職 種	指導方法

三 受験資格

- 1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
- (1) 法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
- (2) 規則第四十五条の二第二項及び第三項に規定する者
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

次のいずれかに該当する者は、それぞれ次に定める試験の免除を受けることができる。

- (1) 規則第四十六条の表の上欄に該当する者 それぞれ同表の下欄に掲げる試験
- (2) 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百四十一号）附則第二条に規定する者 学科試験のうち関連学科

五 試験の日時

- 1 一 1 の免許職種に係るもの

(1) 指導方法

令和元年十月四日（金曜日）午前十一時から正午まで

(2) 関連学科

令和元年十月四日（金曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで

- 2 一 2 の免許職種に係るもの

令和元年十月四日（金曜日）午前十一時から正午まで

令和元年7月26日 岡山県公報 第12112号

六 試験場所

岡山県庁分庁舎共用会議室一〇一（岡山市中区古京町一丁目七番三六号）

七 受験申請手続

1 申請書類

(1) 受験申請書

(2) 履歴書

(3) 写真二枚（申請前六月以内に撮影した上半身、正面、無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもの。なお、写真の裏面には、氏名を記入すること。）

(4) 受験資格を証明する書類

(5) 試験の免除を受けようとする者は、その資格を証明する書類

2 申請書類の提出先

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県産業労働部労働雇用政策課

3 申請書類の受付期間

持参の場合は、令和元年八月十九日（月曜日）から同年九月六日（金曜日）までの期間（土曜日及び日曜日を除く。）中の午前八時三十分から午後五時までの間、受け付ける。なお、郵送の場合は簡易書留によることとし、同月六日の消印があるものまで受け付ける。

4 受験手数料

受験手数料として三千百円相当額の岡山県収入証紙を受験申請書に貼り付けること。

八 合否判定の基準

1 学科試験の指導方法並びに関連学科の系基礎学科及び専攻学科についてそれぞれ満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験の関連学科の系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 学科試験の指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、当該指導方法に限り合格とする。

3 学科試験の関連学科の系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1

の場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

九 合格発表の方法

令和元年十月十八日（金曜日）に岡山県産業労働雇用政策課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>）に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

十 その他

- 1 受験申請書は、岡山県産業労働雇用政策課において交付する。なお、受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記し、百四十円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形二号）を同封の上、申し込むこと。
- 2 この試験について不明な点は、岡山県産業労働雇用政策課（電話〇八六一二二六一七三八七）に問い合わせること。

〔三八九〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

令和元年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾七区土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

理事監

氏 名

事の別

高原 克夫

玉野市八浜町大崎一〇一〇

理事

令和元年7月26日 岡山県公報 第12112号

〔二九〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

令和元年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住 所	理事監 事の別
退任役員 氏 名	就任役員 氏 名				
寒竹 壽		久米郡美咲町藤田上八三五		理事	
妹尾 知興		吉ヶ原五一七			
谷本 幸雄		上間一八〇			
滝元 三郎	滝元 三郎	飯岡二六〇			
山本 富夫	山本 富夫	〃 一二二七一			
直原 功		大戸上二〇			
小谷 金榮	小谷 金榮	安井八六九			
山本 恒治	山本 恒治	書副六七〇			
	林田 輝義	吉ヶ原五〇五			
	榎本 輝美	大戸下六一五一			
	赤堀 新一	吉留二二八			
	中西 学	連石一〇六八一			
中原 繁喜		塚角一七七四		監事	
田口 昌司		重藤一二一			
	藤井 敏明	塚角七五六			
村上 重夫		藤田上一三〇二			

令和元年7月26日 岡山県公報 第12112号

〔二九一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年七月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二四―二九、六二四―三一、六二四―三二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟二五四―一グリーンノートB棟二〇三号室

古泉 圭一

三 許可番号

岡山県指令建指第四七号

〔二九二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年七月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

岡山県警察ネットワーク端末 840式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及びネットワーク端末借入仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 借入期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和元年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第30号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 納入する機器について、岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けた者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

電話(086)226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和元年9月9日(月) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234—0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和元年 7 月 26 日 (金) から同年 9 月 9 日 (月) まで (岡山県の休日を定める条例 (平成元年岡山県条例第 2 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1) の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦 297 ミリメートル、横 210 ミリメートル、重さ 160 グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和元年 9 月 18 日 (水) 午後 4 時

(4) 開札の日時及び場所

令和元年 9 月 19 日 (木) 午前 11 時

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県警察本部警務部会計課分室 (岡山県庁地下 1 階)

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則 (昭和 61 年岡山県規則第 8 号) 第 131 条及び第 133 条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第 153 条及び第 155 条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和元年 9 月 9 日 (月) 午後 4 時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は, 入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :
Personal Computer 840 set

(2) Lease period :
From 1 March, 2020 through 28 February, 2025

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 18 September, 2019

(5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext.2216

令和元年7月26日 岡山県公報 第12112号

〔二九三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年七月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

警察電話用ファクシミリ 二二九式

二 借入期間

令和二年二月一日から令和七年一月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部装備課

岡山市中区小橋町一丁目一番二五号

四 落札者を決定した日

令和元年七月四日

五 落札者の名称及び住所

株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

六 落札金額

一月当たり九六八、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額八八、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和元年五月十七日

◎岡山県公安委員会規則第七号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年七月二十六日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十二の項を次のように改める。

二十二 主要地方道岡山港線	イ 岡山市南区築港元町三番八二地先から岡山市北区十日市中町三八番一地先に至る間 ロ 岡山市南区海岸通一丁目一番二地先から岡山市南区海岸通二丁目二番四四地先に至る間
---------------	--

別表第二の二十三の項ハ中「岡山市南区海岸通一丁目一番二」を「岡山市南区築港元町五番七四」に改め、同項ニを削る。

別表第二の二十五の二の項ハの次に次のように加える。

ニ 岡山市北区三和一三一九番九地先から岡山市北区日応寺一六〇三番一地先に至る間

別表第二の四十五の七の項を次のように改める。

四十五の七 岡山市道北長瀬表町野田線	イ 岡山市北区野田四丁目一五番一二四地先から岡山市北区野田四丁目一五番一二四地先に至る間 ロ 岡山市北区今一丁目一番一〇八地先から岡山市北区北長瀬表町一丁目四七番一八地先に至る間 ハ 岡山市北区北長瀬表町一丁目四七番一八地先
--------------------	--

令和元年7月26日 岡山県公報 第12112号

	から岡山市北区野田四丁目六一一番一六地先に至る間 二 岡山市北区野田四丁目六一一番一六地先から岡山市北区野田四丁目一五二番二四地先に至る間
--	--

別表第二の四十五の八の項の次に次の四項を加える。

四十五の九 岡山市道倉田倉益三号線	岡山市中区倉田五二六番一地先から岡山市中区倉田五一三番四地先に至る間
四十五の十 岡山市道倉田平井一号線	岡山市中区倉田五三六番二地先から岡山市中区倉田五四三番二〇地先に至る間
四十五の十一 岡山市道倉田沖元一号線	岡山市中区倉田五二五番三地先から岡山市中区倉田五一五番地先に至る間
四十五の十二 岡山市道倉田平井二号線	岡山市中区倉田五三六番一地先から岡山市中区倉田五三五番七地先に至る間

別表第二の五十八の二の項の次に次の一項を加える。

五十八の二の二 玉野市道宇野駅前二号線	玉野市築港一丁目七四二〇番二地先から玉野市築港一丁目七四二〇番四地先に至る間
---------------------	--

附 則

この規則は、令和元年七月三十一日から施行する。

〔二〇〕平成二十年二月十九日付け公布岡山県告示第八十二号（土砂災害警戒区域の指定）に誤りがあった。

頁・段・行		八七・上・六
誤	二二五D尾谷〇〇一	
正	二二五D尾谷〇一六	